

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

材料価格基準の一部改正等について

平成 22 年 10 月 29 日付け厚生労働省告示第 377 号をもって材料価格基準が改正され、平成 22 年 11 月 1 日より適用されました。(添付資料 1)

今回の改正の内容は、下記のとおりでありますので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、平成 22 年 10 月 29 日付け保医発 1029 第 2 号(平成 22 年 11 月 16 日付け日医発第 769 号(保 153)をご参照下さい。)にて、医療機器「ゴアトリローブバルーンカテーテルⅡ」及び「E-1 Hip アセタブラーライナー」が区分 B として保険適用されたことに関連して、平成 22 年 10 月 29 日付け保医発 1029 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号)の一部が改正され、同じく平成 22 年 11 月 1 日から適用されております。(添付資料 2)

今回の改正内容については、本会において添付資料 3 のとおり整理いたしましたので、ご参考までに添付申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号に掲載を予定しております。

記

○材料価格基準の改正について

1. 胸部大動脈もしくは腹部大動脈に対しステントグラフト内挿術を行う際に、ステントグラフトを後拡張する目的で使用する医療機器「ゴアトリローブバルーンカテーテルⅡ」が保険適用されたことに伴い、材料価格基準が次のように改正された。(下線部追加)

(旧) 別表Ⅱ 133 血管内手術用カテーテル

(3) PTAバルーンカテーテル

④大動脈用ステントグラフト用

イ 血流非遮断型 (胸部)

(新) 別表Ⅱ 133 血管内手術用カテーテル

(3) PTAバルーンカテーテル

④大動脈用ステントグラフト用

イ 血流非遮断型 (胸部及び腹部)

2. 平成 22 年 9 月 10 日付け厚生労働省告示第 342 号(平成 22 年 10 月 27 日付け日医発第 724 号(保 141)をご参照下さい。)にて新設された機能区分「163 膀胱尿管逆流症治療用注入材」の表記が次のように改正された。(変更箇所下線部)

(旧) 別表Ⅱ 163 膀胱尿管逆流症治療用注入剤

(新) 別表Ⅱ 163 膀胱尿管逆流症治療用注入材

以上

(添付資料)

1. 官報(平 22. 10. 29 第 5427 号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について  
(平 22. 10. 29 保医発 1029 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 材料価格基準及び特定保険医療材料の定義の一部改正について (日本医師会保険医療課)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定保険医療材料及びその材料価格  
（材料価格基準）の一部を改正する  
件（厚生労働三七七）

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫

別表Ⅱ区分133(3)④イを次のように改める。

イ 自來水消毒機（薬液及び薬部） 88,700円

別表Ⅱ区分163を次のように改める。

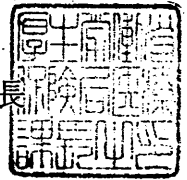
163 膀胱尿管逆流症治療用注入材 72,100円

保医発1029第1号  
平成22年10月29日

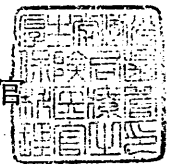
地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)の一部が平成22年厚生労働省告示第377号をもって改正され、平成22年11月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日  
保医発0305第8号）の一部改正について

- 1 別表のⅡの057の(3)の⑤のウを次のように改める。
  - ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
    - i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。
    - ii ビタミンEに浸漬されていること。
  
- 2 別表のⅡの133の(4)の③のオのiiを次のように改める。
  - ii 血流非遮断型（胸部及び腹部）
    - 次のいずれにも該当すること。
    - a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。
    - b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下の<u>いずれかの加工等が施されている</u>ものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i. <u>ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p>ii. <u>ビタミンEに浸漬されていること。</u></p> <p>⑥~⑪ (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ 大動脈用ステントグラフト用</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されている<u>ものである</u>ものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</p> <p>⑥~⑪ (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ 大動脈用ステントグラフト用</p>

i (略)

ii 血流非遮断型 (胸部及び腹部)

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

カ (略)

(5) ~ (17) (略)

i (略)

ii 血流非遮断型 (胸部)

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

カ (略)

(5) ~ (17) (略)

# 材料価格基準及び特定保険医療材料の定義の一部改正について

1. 平成22年10月29日付け保医発1029第2号により以下の医療機器が区分Bとして保険適用されたことに関連して、平成22年10月29日付けで材料価格基準及び特定保険医療材料の定義の一部が改正され、平成22年11月1日から適用された。

(1) 血管内手術用カテーテル

P T Aバルーンカテーテル 大動脈用ステントグラフト用  
(血流非遮断型〔胸部及び腹部〕)

保険償還価格 88,700円

【販売名】『ゴアトリローブバルーンカテーテルⅡ』〔ジャパングアテックス〕

※ 本品は、本品は、胸部大動脈もしくは腹部大動脈に対しステントグラフト内挿術を行う際に、ステントグラフトを後拡張する目的で使用するバルーンカテーテルであり、バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものである。(既存品は胸部大動脈にしか適用がなかったが、サイズやバルーンの形状の改良によって、適用が腹部大動脈にも拡大されたものである。)

○平成22年10月29日 厚生労働省告示第377号 (平成22年11月1日適用)

告示(材料価格基準)	
(別表)	
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)～(2) (略)	
(3) P T Aバルーンカテーテル	
①一般型	
ア 標準型	58,100円
イ 特殊型	108,000円
②カッティング型	
③脳血管攣縮治療用	
④大動脈用ステントグラフト用	
ア 血流遮断型 (胸部及び腹部)	67,700円
イ 血流非遮断型 (胸部及び腹部)	88,700円
(以下略)	
※改正箇所下線部	

○平成22年10月29日 保医発1029第1号 (平成22年11月1日適用)

特定保険医療材料の定義	
平成22年3月5日付け保医発0305第8号の(別表)Ⅱの133を以下のように改める。	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)～(3) (略)	
(4) P T Aバルーンカテーテル	
①～② (略)	
③ 機能区分の定義	
ア～エ (略)	
オ 大動脈用ステントグラフト用	
i (略)	
ii 血流非遮断型 (胸部及び腹部)	
次のいずれにも該当すること。	
a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。	



b パルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

(以下略)

※改正箇所下線部

(2) 人工股関節用材料（骨盤側材料〔ライナー〕）

保険償還価格 77,500円

【販売名】『E-1 Hip アセタブラーライナー』〔バイオメット・ジャパン〕

※ 本品は、股関節機能を代替するために臼蓋形成用カップと組み合わせて使用するライナーであり、摩耗粉を軽減するため、ビタミンEに浸漬されている製品である。

○平成22年10月29日 保医発1029第1号（平成22年11月1日適用）

特定保険医療材料の定義

平成22年3月5日付保医発0305第8号の(別表)Ⅱの057を以下のように改める。

057 人工股関節用材料

(1)～(2) (略)

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 骨盤側材料・ライナー (Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

ア～イ (略)

ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。

ii ビタミンEに浸漬されていること。

⑥～⑪ (略)

※改正箇所下線部

2. 平成22年9月10日付厚生労働省告示第342号にて新設された機能区分「163 膀胱尿管逆流症治療用注入材」の表記が次のように改正された。(変更箇所下線部)

(旧) 163 膀胱尿管逆流症治療用注入剤

(新) 163 膀胱尿管逆流症治療用注入材

(日本医師会保険医療課)